

# 「堅信前の陪餐」を巡るQ&A

－2014年第61（定期）総会の決議（第1回協賛）を受けて－



作成：日本聖公会礼拝委員会

監修：日本聖公会主教会

発行：日本聖公会管区事務所



## もくじ

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| おすすめ 「堅信前の陪餐」を巡るQ & Aの発刊に際して …… | 1    |
| はじめに (Q & A1~4)                 | …… 3 |
| 新約聖書や初期の教会の洗礼堅信 (Q & A5~8)      | …… 5 |
| 現代の洗礼式、堅信式の理解とは (Q & A9~12)     | …… 7 |
| 幼児洗礼を受けた人と陪餐 (Q & A13~18)       | …… 9 |
| 他教派からの転入者に対して (Q & A19)         | ……12 |
| 教会生活や教会教育との関係は (Q & A20~22)     | ……13 |
| 法規や統計表との関係は (Q & A23~24)        | ……15 |

# お す す め

## 「堅信前の陪餐」を巡る Q&A の発刊に際して

この小冊子は、2014 年の第 61（定期）総会に提出され、第 1 回の協賛を得た事柄についての「Q & A」形式の資料集です。『日本聖公会祈祷書』中の「堅信を受けた者、またその準備を終えて主教から特別の許可を受けた者は、陪餐することができる」（285 頁および 294 頁）という規定を削除するというのがその主たる内容ですが、主教会では「堅信前の陪餐」に関することとして、協議、研究を続けてまいりました。その過程で礼拝委員会、「教理 礼拝 組織調査員」の教理 礼拝部門にも諮問をし、答申を得てまいりました。

祈祷書改正に関わる事柄ですので、第 61 総会での第 1 回協賛に続き、2016 年の定期総会での第 2 回の協賛（承認）も必要です。何よりも「堅信を受けてから陪餐する」という聖公会の非常に長い伝統に関わることですので、十分に慎重な議論や研究が今後も必要と考えています。

この「Q & A」は礼拝委員会が労をとって原案を検討し、主教会とも意見交換をしながら作成してくださいました。ここで言われていることは基本的な方向性を示していると信じていますが、同時にすべての細部にわたる課題に最終的な答えを出しているものでもありません。2016 年に可決されたとしても、実施に際してはさらに慎重な準備が必要であると考えています。

この事柄、「堅信前の陪餐」は、多くの海外聖公会においてもすでに実施されていますが、その場合にも主教会の「教書」、「牧会書簡」、「ガイドライン」のようなものが用意されています。また関連する準備学習の教材やマニュアル等も必要ですし、祈祷書だけ

ではなく、法規に関しても必要な改正作業が伴わなければなりません。それらの関連する課題についても、今後準備を進めてまいります。

まず、この小冊子「『堅信前の陪餐』を巡るQ&A」を教役者各位、信徒の皆さま方が、教会委員会や教役者 信徒の研修会、日曜学校の教師会等々、さまざまな機会にお読みくださり、関心を深めてくださるようお願いいたします。疑問や課題も基本的には各教区主教や、あるいは礼拝委員会にフィードバックされ、また相互の研鑽が深まりますように願います。

教会のもっとも中心的な事柄である洗礼、聖餐、また主教の働き、教会の恵みと祝福、聖霊の力、宣教的な派遣、すべてに関わるこの歩みの上に、主の御守りとお導きがありますようお祈りいたします。

2015年4月1日

日本聖公会主教会 首座主教 ナタナエル 植松 誠  
礼拝委員会担当主教 ヨハネ 加藤 博道

## はじめに

Q 1：2014年の日本聖公会第61（定期）総会で、「堅信を受けた者…は、陪餐することができる」という祈祷書の規定（ルブリック）を削除し、洗礼を受けただけで陪餐できるように変わると聞いたのですが。

A 1：その提案は同総会で第1回の協賛（可決）を得ましたが、さらに2016年の定期総会の承認も必要であり、時間をかけてさらに研究を深め、日本聖公会の中で共有していこうとしています。成人の場合、可能であれば同じ礼拝の中で、洗礼、続いて堅信が行われ、初陪餐へ進むことが願わしいことは変わりありません。現在の祈祷書もそのような形になっています。しかし、洗礼と、主教による堅信に時間差があるならば、洗礼を通してキリストの体、教会の家族となった受洗者は直ちに陪餐し、次の早い機会に主教による堅信を受けるようにとの改訂を目指しています。また幼児 小児が洗礼を受けた場合には、ふさわしい時期から主の食卓に加わって聖餐にあずかり、また適当な年齢になった時に堅信を受けるようにと考えています。

Q 2：今まで「堅信式を受けてから陪餐する」とされていたのはなぜですか。

A 2：聖公会をはじめとする諸教会が、教理を学んで知的に理解することを、聖餐にあずかる条件としていたことが一つの理由です。聖公会は『第1祈祷書（1549年）』以来、幼児洗礼を受けた子どもが、「分別ある（道理が分かる）年齢になった

頃」に主の祈り、十戒、教会問答を学んで母国語で言えるようになった時に、堅信式を受け、その上で聖餐にあずかるようにしてきました。

**Q 3:** なぜ、今回「洗礼を受けた者は陪餐できる」ように変えるのですか。

**A 3:** 『日本聖公会祈祷書』の教会問答 15. では、「キリストがすべての人の救いのために福音のうちに自ら定められた聖餐<sup>せいあん</sup>は何ですか」という問いに対して「洗礼と聖餐です」と答え、この両者のみを「救いに必要な聖餐」としています（祈祷書 262～263 頁）。それにもかかわらず、洗礼に加えて、堅信も陪餐への前提条件としてきたことが、課題として認識されるようになりました。そして研究の結果、「堅信式を受けることが、陪餐のための条件である」という、従来からの理解以外の可能性が認められ、近年世界の多くの聖公会でもこのような改訂がなされてきています。しかし「堅信が不必要」というわけではありません。

**Q 4:** この変化は、教会にとってどのような意味があるのですか。

**A 4:** 聖公会は聖餐の交わりを中心に据えた教会とすることができます。聖餐式はキリストのご生涯、受難と十字架の死、ご復活 昇天を記念し、想起することであり、同時に神の民、神の家族である教会の共同の食事です。洗礼を受けた人はこどもであれ成人であれ、この主の食卓に参加し、その交わりの中で養い育てられ成長していきます。今回の変化は、そのこ

とをより明確に示すものです。

## 新約聖書や初期の教会の洗礼堅信

**Q 5:** 新約聖書は、洗礼についてどのように言っていますか。また堅信への言及がありますか。

**A 5:** 新約聖書には、洗礼者ヨハネの洗礼、主イエスご自身が受けられた洗礼もありますが、後の教会の洗礼理解を明確に述べている言葉を、パウロの『ローマの信徒への手紙』第6章に見ることができます。即ち「キリスト イエスに結ばれるために洗礼を受けたわたしたちが皆、またその死にあずかるために洗礼を受けたことを」と述べ、キリストと共に死んでキリストと共に生きる者となること、古い自分が死んで新しい命に生きることと述べられています。これらからは今日の堅信式に直接結びつく記述や、入信の式としての按手を見出すことはできません。

**Q 6:** 使徒言行録8章の「ペトロとヨハネが人々の上に手を置くと聖霊を受けた」という記事は、堅信式と関連するのではないのでしょうか。

**A 6:** 1960年代頃までは、この記事が堅信式への言及であるという理解もありました。しかし、現在の多くの新約聖書学者はそのようには理解していません。新約聖書における洗礼は、聖霊の授与と切り離せないことを示しています。「フィリポから洗礼を授かったサマリアの人々の上にはまだ聖霊が降っ



ていなかったが、ペトロとヨハネが人々の上に手を置くと聖霊を受けた」（使徒言行録8章12～17節）という箇所は、多くの新約学者が「エルサレム教会の権威の強調に主眼がある」と考えています。従って「手を置く」という按手を示唆する言葉があっても、後代の堅信と同じものとは言えないようです。

**Q 7：**初期の教会（3世紀頃～5世紀頃）では、洗礼と堅信はどんな関係だったのですか。幼児洗礼はいつ頃から行われていたのですか。

**A 7：**3世紀頃から5世紀頃までの教会の入信の式を扱った資料から見る限り、洗礼と後代の堅信にあたる塗油や按手、それに続く初陪餐が一体となって入信の式を構成していたようです。しかし、その後洗礼と堅信の分離が occurred。

また、幼児洗礼が始まった時期については確実なことは分かっていません。しかしある程度の推測は可能で、1世紀から2世紀にかけて、すでに幼児洗礼が行われていたと考えられます。しかしこれには地域差もあり、全教会で行われていたというわけではありません。一般化するのには5世紀に入ってからようです。

**Q 8：**いつごろ、どのような理由で、洗礼と堅信が分離していったのですか。

**A 8：**幼児洗礼が一般化した5世紀頃、洗礼と共に塗油等が一連の儀式として行われていた東方教会では、洗礼と堅信の分離は起こりませんでした。しかし洗礼後の塗油を司教だけが行う

という、ローマの教皇座を中心としたイタリア中南部の教会の慣習は、キリスト教が北部ヨーロッパに拡大された後も守られていました。この地域の司教区は面積が広大で、冬季は旅行することも困難だったため、次第に洗礼と洗礼後の塗油の間の期間が長くなっていきました。その結果、洗礼と堅信は人生の通過点に関わる、別の sacrament（聖奠）と考えられるようになったようです。

## 現代の洗礼式、堅信式の理解とは

**Q 9**：洗礼の大切な意味は何ですか。

**A 9**：洗礼を受けるということについて、教会問答は「キリストの死と復活にあずかり、新しく生まれるため（答 16）」であり、「神の家族のうちに生まれ、神の義に生き、キリストに満ちみちている永遠の命にあずかること（答 18）」であると述べています。また、「聖霊の働きによってすべての罪を赦し清められ、新たに生まれさせ、永遠にキリストのものとなる」ことであり、「キリストにあって一体とされ、神の民に加えられ、神の家族である教会に迎え入れられること」が祈禱書の中で述べられています（祈禱書 279～281 頁）。そして「神の家族である教会に迎え入れられる」ということは、日本聖公会という一教会のメンバーになるということ以上に、世界中に広がるキリストの教会の一員となることです。

**Q 10 :** 堅信の大切な意味は何ですか。

**A 10 :** 堅信は、すでに洗礼を通して神の霊を受けた人が、キリスト者として主のみ業を行う者となるために、日々聖霊に満たされ、強められ、祝福を受けてこの世界に遣わされることです（祈祷書 284 頁）。堅信はすべての人々の内にキリストを見出し、仕えるために遣わされるという、宣教的な性格を持つものとして理解することが近年強調されています。また、自分の意志で教会に責任を持って関わることも意味しています。聖公会では、堅信式を主教が執行することを大切にしています。

**Q 11 :** 陪餐の大切な意味は何ですか。

**A 11 :** 陪餐とは、キリストの体と血であるパンとぶどう酒をいただくことで、これによって「わたしたちは常にキリストにおり、キリストは常にわたしたちと共におられ」る（祈祷書 181 頁）ことが示されます。洗礼を受け、キリストと共に生きる新しい命にあずかった人々はすべて、陪餐へと招かれています。

また、「キリストと共に囲む食卓」という聖餐の性格が、近年とくに大切にされるようになりました。この観点からは、陪餐するすべての人びとが一つの食卓に連なる共同体の一員であるということが重要な強調点となります。

**Q 12 :** 洗礼、堅信、陪餐という順序が変わっても良いということでしょうか。

**A 12 :** すでに A 7 で述べたように、古代の教会では、洗礼、堅信、

初陪餐は一体のものであったと言えます。そして後に、事情によってそれらが離れていきました。主教がその場にいる成人の洗礼であれば、同時に堅信が行われ、陪餐へと続くことがふさわしいこともすでに述べました。しかしそうでなければ、洗礼から陪餐へ、そして後日、可能な機会に堅信を受領するという事は、現在広く認められた理解となっています。

人がキリスト者となっていく過程は、生涯続く旅路です。洗礼から始まり、教会共同体の中で主の食卓 聖餐によって養われ、その後のふさわしい時に、堅信によって強められ、祝福され、宣教へと派遣されていくことは、この旅路において有意義であると理解しています。

## 幼児洗礼を受けた人と陪餐

**Q 13 :** 何歳くらいから陪餐できますか。

**A 13 :** 英国聖公会では8歳位、ローマ カトリック教会では7歳から9歳位という実例がありますが、初陪餐の年齢を一律に規定するのは難しいことです。こどもによって教会や礼拝への関わり方や理解が違うからです。

初陪餐の時期については、本人の希望、保護者、教父母、教会の牧師の合意、教会委員会への報告、そして教区主教に希望を提出し、その認可をうけることが適切だと考えられます。この点を含めて、今後さらに検討する予定です。

少なくとも、そのこどもが普通の食べ物と、聖別されたパンとぶどう酒の区別ができ、キリストの体と血によってわた

したちが養われ、成長させていただいていると感じることが大切です。それは教理教育だけではなく、教会共同体の中で養われ育まれていくものですから、こどもが様々な機会を通して教会の活動に加わっていることが望ましいでしょう。

**Q 14 :** 未成年者がぶどう酒を拝領することについてどのように考えますか。幼児が陪餐する場合でも、両種陪餐（パンとぶどう酒）でなければなりませんか。

**A 14 :** こどもの陪餐、特にぶどう酒を拝領することについて、保護者と牧師はよく話し合っその方法を決める必要があります。インテイクション（パンをぶどう酒に少しだけ浸す）で、ごく少量を拝領する方法などが考えられます。

また、パンとぶどう酒の両種陪餐が原則ですが、こどもの年齢によっては、牧会上の配慮として「パンのみ」を拝領する可能性もあるでしょう。一種であるからといって、聖餐の恵みが半減するというものではありません。

**Q 15 :** 幼児の時に洗礼を受けたのですが、堅信は受けていません。この改正が確定したら、教会に行った時、すぐにそのまま陪餐してよいのですか。

**A 15 :** こどもの初陪餐に向けて年齢にふさわしい十分な準備が必要のように、幼児洗礼のみを受けた成年信徒にも、その年齢にふさわしい陪餐の準備が必要です。教会の牧師とよく相談して準備をし、陪餐するようにしてください。

なによりも信仰生活の基本は教会共同体での礼拝ですので、教会の礼拝に出席される中でそれぞれにふさわしい準備

がなされるよう期待されます。また、教会の宣教の業に積極的に加わることをお勧めします。そして適切な機会に堅信をお受けください。

**Q 16 :** 海外の教会で洗礼のみを受けて陪餐していた人、特にこどもたちは日本聖公会で陪餐できますか。

**A 16 :** 海外で陪餐している堅信前のこどもや大人の陪餐は、短期滞在の場合、牧師の牧会的判断によるでしょう。長期に滞在する場合や教籍を置く場合には、適切な手続きをとることが必要です。また、ふさわしい準備の後に、堅信を受けて教会の宣教の業に積極的に加わることを勧め、教会共同体の中で養われ育まれていくことが大切です。

また日本聖公会にあっても、所属教区ですでに陪餐しているこどもたちは、他教区でも陪餐することができます。このことについては、日本聖公会のすべての教会、信徒 聖職に周知する必要があります。

**Q 17 :** 今度は洗礼を受けていない人たちが疎外されるような状態に配慮して、誰にでも陪餐させるようなことが起こるような危惧はないでしょうか。

**A 17 :** それは配慮ではないと考えます。入信は、洗礼—堅信—陪餐（場合によっては、洗礼—陪餐—堅信の順も）全体を通して起こる出来事であり、陪餐はその中の重要な一つのできごとです。疎外感への配慮で誰にでも陪餐させようとすることは、入信全体の意味を考慮すると適切とは考えられません。

また、陪餐するということは神様からの大きな恵みです。

ひとりでも多くの方が、この恵みに与ることができるように、キリストがわたしたちを招いてくださっており、あなたも招かれているひとりであるということをまず教会が確認し、伝えることも重要でしょう。そして、陪餐はしないとしても「教会に受け入れられている」ということが実感できる環境が大切です。

**Q 18：**初陪餐の際には、特別な祈りや礼拝があるのでしょうか。

**A 18：**初陪餐の際の祝福の祈りなど、今後必要な式文を整えていく必要があります。初陪餐は終着点ではありませんが、これからの信仰の歩みに非常に重要な意味を持つ時です。その大切な節目に入ることを、共同体が共に祝う機会が用意されることが期待されます。

初陪餐の司式は、その信徒が所属している教会の牧師がすることができます。もちろん、それが主教の場合もあるでしょう。

## 他教派からの転入者に対して

**Q 19：**他教派で洗礼を受け陪餐している人は、日本聖公会でも陪餐できますか。また他教派から転入会を希望する場合はどうなりますか。

**A 19：**その方が洗礼を受けておられるなら、基本的には、牧師の判断で陪餐できます。またその方が転入会を希望し、教会員と

して交わりを続けていただくためには、「(仮称)他教派からの受け入れ式(以下「受け入れ式」と略す)」によって、聖公会の教会共同体に加わることを表明することが適当であると考えています。これに関しては式文内容も含めて、現在検討中です。

主教制を持たないプロテスタント諸教会からの転会入籍者の場合には、「受け入れ式」に加えて「堅信式」も受けていただくことになるでしょう。正教会で洗礼と塗油を受けている方や、ローマカトリック教会で堅信式を受けている方の場合には、「受け入れ式」だけで十分とするかどうかを現在検討しています。

## 教会生活や教会教育との関係は

**Q 20 :** 洗礼準備、陪餐準備、堅信準備、どの段階に対しても適切な教理教育が必要と思いますが、それは日本聖公会として、どのように整えられていくのでしょうか。

**A 20 :** 今回の改訂が実現すれば、様々な段階での教理教育の重要性がますます高まると考えます。このような教育プログラムは、幼児や子どもたちだけでなく、その保護者や教父母、日曜学校教師、牧師などが一緒になって学ぶことが必要です。特に初陪餐の準備は、教会員みんなが共通理解をもつことが大切でしょう。

幼児洗礼ではない人の洗礼準備、堅信準備のためには祈祷書の教会問答があり、その解説書なども出版されています。



しかし初陪餐のための準備プログラムやテキストはこれから用意される必要があります。

**Q 21 :** 堅信式を受ける前に陪餐しているこどもたちも、現行の現在受聖餐者とみなされて、月約献金等をするのでしょうか。

**A 21 :** こどもたちも献金の意味について理解することは望ましいと思います。しかし今回の改訂で現在受聖餐者の規定を見直すことになるでしょうから、従来通りには考えられないでしょう。

**Q 22 :** 祈祷書の言葉や聖歌集の歌詞は変わるのでしょうか。

**A 22 :** この改訂が実現することになれば、現在の『日本聖公会祈祷書』の285頁および294頁にある「堅信を受けた者、またはその準備を終えて主教から特別の許可を受けた者は、陪餐することができる。」を削除することになります。将来的には洗礼や堅信の式文が、その意味や意図をより明確にする方向で改訂されることが望ましいと考えます。

聖歌の歌詞も重要です。もしも「堅信を受けていなければ陪餐できない」という内容を明確にしている歌詞があれば改訂も必要ですが、現在の『日本聖公会聖歌集』の「入信の式」の聖歌に、特にそのような歌詞はないと思います。むしろ堅信式の際に「キリスト者の責任」や「宣教」等の聖歌を用いる選択肢が広がるかも知れません。それにしても、洗礼、堅信、聖餐に関わるさらにふさわしい聖歌が創られていくことは願わしいことです。

## 法規や統計表との関係は

**Q 23:**「現在受聖餐者」の定義はどのようになるのでしょうか。

**A 23:** 現在受聖餐者等の定義が変わることになりますから、それについては法憲法規委員会が検討し、次期定期総会に議案として提出される予定です。

**Q 24:** 堅信を受けていることが、教会委員や教区会代議員の選挙権 被選挙権を有すること、また聖職候補生等の志願に必要でしょうか。

**A 24:** 必要です。堅信を受けるということは、仕えるためにこの世界に遣わされ、自分の意志で教会に責任を持つことを意味します。ですから、問いにあるような事柄については、堅信を受けていることが求められます。



**「堅信前の陪餐」を巡る Q&A**

2015年4月1日発行

作成：日本聖公会礼拝委員会

監修：日本聖公会主教会

発行：日本聖公会管区事務所

東京都新宿区矢来町 65